

シニア

認知症カフェ(Dカフェ)

認知症の方や家族、支援者などが気軽に集まり、情報交換や交流を行う場「認知症カフェ(Dカフェ)」の取り組みをオンラインで実施しています。認知症の方や家族、認知症に対して関心のある方等、お気軽にご参加ください。

対認知症の方や家族、支援者等 7月14日(水)、8月19日(木)、9月17日(金)、午後1時～3時 **参加方法** ZoomでミーティングID(868 1006 7984)・パスコード(dcafe)を入力し、入室(右記二次元バーコードで入室も可)。



問高齢者福祉課 ☎724・2140

認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識や対応方法を学びます。講座終了後に、認知症サポ-

ーターの証しとなる認知症サポーターカードをお渡しします。

対市内在住、在勤、在学の方 7月21日(水)午後2時～3時30分 場 鶴川市民センター 定20人(申し込み順) 7月22日正午～16日にイベントダイヤルまたはイベシス **コード** 210702Fへ。

問高齢者福祉課 ☎724・2140

子ども・子育て

小学生向け講座

ちよっぴり図書館員になってみよう!

休館日の図書館で、図書館員のおしごと体験を行います。館内の写真撮影もできます。

対市内在住、在学の小学生(親子参加も可) 7月26日(月)午前10時～11時45分 場 中央図書館 定10人(申し込み順) 7月2日午前10時から直接または電話で同館(☎728・8220)へ(申し込みは2人まで)。

子ども創造キャンパスひなた村

親子で「スパイスボックスづくり」

対市内在住、在学の小・中学生とその保護者 7月31日(土)午前10時～正午(雨天時は室内で実施) 内 身近な材料と森の素材を組み合わせる調味料入れを作る 定10人(申し込み順) 費1

組500円(1台につき) 7月3日午前10時から電話でひなた村へ。その他の講座やワークショップについては、同キャンパスひなた村HP等をご覧ください。

問同キャンパスひなた村 ☎722・5736



みんなて描くまちだの未来 Vol.17

2040年の未来予測～まちだの乗り物事情

問交通事業推進課 ☎724・4260



「朝、目が覚める。今日は週に一度の新宿への出勤日。ミニバス、モノレール、電車を乗り継ぐけど、昨夜スマホで予約して支払いも完了しているので楽チンだ。時間に余裕もあるしバス停まで歩こう。家を出ると、近所の友だちに出会う。仕事や子育ての空き時間に、地域内を走る小さなカートの運転を手伝っていると言ったっけ。少し足が悪くなってきた母も、コミュニティセンターで仲間と集まる時に利用しているみたい。」

ミニバスに乗り、夫が愛用しているスーパーを通り過ぎる。最近では、駐車場よりみんなて使えるシェアサイクルの置き場の方が広がってきた。近くのちょっとした移動にとっても便利だし、自転車だと運動になる。

モノレールで町田駅に着くと、中学生の子どもが最近欲しがっている電動キックボードのセールをしている。友だちの間では、環境に優しい乗り物を選ぶのが当たり前になっている。そういえば、ニュー

スで自動運転の電気バスが町田でも走り始めると聞いた。この先どんな乗り物が生まれるのか楽しみだなあ。今日も一日がんばろう!

いろいろな乗り物をいろいろな人が支え、快適な移動を実現していく。2040年には市内でもこんな光景が見られるかもしれません。

現在策定中の都市づくり分野の計画では、2040年の市内での暮らしをイメージし、目的地まで気軽に好きな方法で行ける“移動しやすさ”を実現する、交通やモビリティに関する施策の方針を描いていきます。



国民年金保険料の免除・納付猶予制度のご案内

問保険年金課 ☎724・2127、八王子年金事務所 ☎042・626・3511

【納付が困難な場合】

失業や所得減少などで、国民年金定額保険料(月額1万6610円)を納めることが困難な場合に、所得審査により、保険料納付が免除や猶予となる制度があります。2年1か月前までの未納保険料について免除や猶予の申請ができます。

承認を受けた期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に加えられ、全額免除の場合は、年金額にも一部反映されます。一部免除の場合は、残りの必要な保険料を納めないと未納の扱いとなり、受給資格期間に加えられず、年金額にも反映されません。

なお、免除や猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納めたときに比べて、老齢基礎年金の年金額が少なくなるため、10年以内であれば、これらの期間の保険料を「追納」することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。

【免除・納付猶予の申請受付】

7月～2022年6月分保険料の免除や猶予の申請を受け付けています。

場 保険年金課(市庁舎1階)、各市民センター **持ち物** 年金手帳、免許証等本人確認書類(失業を理由に申請する方は、離職票等も必要) ※必要な書類等の詳細はお問い合わせください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

問保険年金課 ☎724・2144

負担割合が変わる方に新しい後期高齢者医療被保険者証を発送します

8月から負担割合が変わる方の新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で発送します。今まで使用していた被保険者証は8月1日以降に市役所へお返しください。負担割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証を引き続きお使いください。

○負担割合について

医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は、1割または3割です。負担割合は毎年8月1日を基準に前年度の所得や収入に応じて判定し、有効期限内であっても変更されます。

3割負担から1割負担に変更できる場合があります(基準収入額適用申請)

該当すると思われる方には、基準収入額適用申請書を送付しています。収入金額を証明できる書類(確定申告書の写しなど)を添えて申請してください。

※収入額が右表の基準額を超える方は該当しません。また、収支上の損益にかかわらず、確定申告したものはすべて収入額に含まれます。

自己負担割合1割の方へ 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の更新は8月1日です

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、令和3年7月31日です。

既に交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。

減額認定証を医療機関の窓口に表示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

世帯全員が住民税非課税の申告をしている方で、まだお持ちでない方は、申請により減額認定証の交付を受けることができます。

自己負担割合3割の方へ 限度額適用認定証(限度額認定証)の更新は8月1日です

現在お持ちの限度額認定証の有効期限は、令和3年7月31日です。

既に交付されていて、同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の中で、令和3年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の世帯の方には、新しい限度

額認定証を7月下旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。

限度額認定証を医療機関の窓口に表示すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

同じ世帯にいる被保険者の中で、令和3年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の世帯の方で、まだお持ちでない方は、申請により限度額認定証の交付を受けることができます。

確定申告の期限延長による影響について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、所得税の確定申告期限が延長されました。延長期間内に確定申告を行った方がいる世帯の場合、今回お送りする保険証の自己負担割合(1割または3割)や、減額認定証及び限度額認定証の適用区分が暫定的なものとなる場合があります。

今後、令和3年度住民税課税所得等が決定し、自己負担割合や適用区分に変更があった場合は、変更後の保険証の交付、減額認定証及び限度額認定証の差し替え、または返却のお知らせをします。変更前の保険証、減額認定証及び限度額認定証を使用した場合は、差額分の納付や支給の手続きをお願いすることがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、要件を満たす方は、申請により保険料が減免となる場合があります。

詳細は、市HP、7月12日(月)発送予定の「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に同封のチラシをご確認ください。

申請受付期間 7月15日(木)～令和4年3月31日(木)

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準 (令和2年1月1日から12月31日までの収入で判定)
世帯に1人	収入額が383万円未満 (ただし、383万円以上でも、同世帯に他の医療保険制度に加入の70～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満)
世帯に複数	収入合計額が520万円未満